

静岡県立農林環境専門職大学等学内ネットワーク利用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、静岡県立農林環境専門職大学及び静岡県立農林環境専門職大学短期大学部（以下これらを「専門職大学」という。）の学内ネットワークシステムの利用に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において使用される用語の定義は、次による。

(1) 専門職大学内のコンピュータネットワーク接続情報処理機器をいう。

(利用目的)

第3条 利用目的は、次の各号に掲げる事項とする

- (1) 教育
- (2) 研究(プロジェクト研究を含む)
- (3) 大学事務
- (4) 図書館事務及び図書検索
- (5) その他学長が認めたもの

(利用者の範囲)

第4条 学内ネットワークを利用することができる者は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 専門職大学の教職員
- (2) 専門職大学の学生
- (3) その他学長が認めたもの

(管理担当)

第5条 学内ネットワークの円滑な管理及び運用を図るためネットワーク管理担当者(以下「管理担当者」という。)を置くものとする。

2 管理担当者は、図書館長をもって充てる。

3 管理担当者は、当該部局における次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 学内ネットワークの管理及び運用に関すること
- (2) 学内ネットワークに重大な支障を及ぼすおそれがある場合に、ネットワーク回線の遮断を含む必要な処置をとること。
- (3) 管理担当者は、上記業務を遂行するために別に管理実務者を置くことができる。ただし、ネットワーク管理責任者は管理担当者となる

(遵守事項)

第6条 利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) この規程に定める利用目的以外に学内ネットワークを利用しないこと。
- (2) 自己のユーザID及びパスワードを貸与、販売、譲渡等により第三者に使用させないこと。

- (3) ユーザIDやパスワードは、各自が責任を持って管理すること。
 - (4) 専門職大学が所有又は管理する学内ネットワークやコンピュータのシステムを変更しないこと。
 - (5) 専門職大学が所有又は管理するソフトウェアを複製しないこと。
 - (6) 学内ネットワーク管理・運営に重大な支障を与える行為をしないこと。
 - (7) 学内ネットワークを利用して第三者に迷惑又は損害を与える行為をしないこと。
 - (8) コンピュータウイルス対策などのセキュリティ保持に責任を持って努めること。
- 2 利用者は、学内ネットワークやコンピュータに異常又は障害を発見したときは、速やかに管理担当者に報告しなければならない。

(利用登録の取り消し等)

第7条 学長は、利用者がこの規程に違反し、又は学内ネットワークの運用に重大な支障を及ぼすおそれがあると判断したときは、登録を取り消し、又は一定期間利用を停止することができる。

(システムの停止)

第8条 管理担当者は、保守等のため、ネットワーク機器等に対する作業が発生したときや、その他必要と認められる場合は、学内ネットワークシステムの全面的な停止を行うことができる。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、学内ネットワークの利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から適用する。